

地上デジタル放送に関する悪質商法に遭わないためのアドバイス

平成 22 年 7 月 30 日
消費者庁
総務省
独立行政法人国民生活センター

2011年7月の地上アナログテレビ放送の終了まで残り1年を切り、今後、地上デジタル放送(地デジ)に関する悪質商法によるトラブルが増加するおそれがあります。

これらの事例の中には、地デジに関する消費者の知識不足につけ込んで見られるものもあることから、基本的な知識があれば被害に遭わないと考えられる典型事例を抽出し、各事例への対応例を示し、消費者の方に注意喚起します。

1 悪質商法の動向

地デジに関する悪質商法は、これまでのところ 56 件確認されており、うち、23 件が高齢者に関するものとなっています(平成 22 年 7 月 29 日現在、総務省把握分)。

2 悪質商法の事例と消費者へのアドバイス

(1) 不当な金銭の請求事例

例1 訪問販売業者が自宅にやって来て「総務省から派遣されてやって来た。地上アナログ放送が 10 年間延長できる工事を 3000 円です」と勧誘。

例2 業者が高齢の母の自宅を訪問し、「地デジ普及のために 3000 円が必要。後日集金に来る」と説明。業者は連絡先の電話番号に総務省のコールセンターの番号を提示。

〔アドバイス〕

○ 行政機関、放送事業者が地デジ対応の工事を理由に現金を要求することは一切ありません。

総務省を含む行政機関、放送事業者が視聴者宅を訪問し、工事を理由に金銭を要求することは一切ありません。もし、そのような要求をされたときには、はっきり断りましょう。

○ 地上アナログ放送は2011年7月に終了します。

地上アナログ放送は、2011年7月24日に全ての放送が終了します。地上アナログ放送を「延長できる」工事が行われるということはありません。

例3 地デジ関係者ですと名乗る者が訪問し、「地デジの工事は9万円かかるが今なら5万円です。領収書は後から持ってくる」と言われ、現金で前払いした。しかし、その後、領収書の発行もなく、工事に関する連絡もない。

〔アドバイス〕

○ 急かされても、慌てて契約や支払いをせず、地デジを受信できているかなど事実関係を十分確認することが重要です。

地デジ対応のために工事が必要か否か、どのような工事が必要かは一概には言えません。テレビ受信機やアンテナが地デジに対応しているか、その地域に電波が届いているかどうかなどの事情により異なります。

したがって、見ず知らずの業者がいきなり各世帯を訪問し、契約を急かすような場合は、一人だけで判断せず、また、契約を急がず、本当に必要な工事かどうかを確認することが重要です。ご家族、信頼できる近くの電器店、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）等に相談しましょう。

テレビの右上に「アナログ」の文字が表示されている場合には、地デジを視聴していないということになりますので、何らかの対応が必要になります。

地デジに関して対応が必要な場合には、次のような例があります（5 ページ参照）。

(1) 受信機が地デジに対応していない場合

① テレビの買い替え又はチューナーの取り付けが必要

→ 電器店等にお問い合わせください。

② お手持ちのテレビは地デジ対応機種だが必要な設定が行われていない

→ お手持ちのテレビのメーカーにお問い合わせください。

(2) アンテナ工事が必要な場合（一戸建てでアンテナを建てて受信している場合）

① アナログテレビの視聴にVHFアンテナのみを使用

→ UHFアンテナ工事が必要です。（特に南関東などの地域はこのような場合が多いです。）

② アナログテレビの視聴にUHFアンテナも使用

→ 通常はそのまま受信できますが、方向の調整や交換・追加が必要な場合もあります。

(3) マンション・アパートにお住まいなど共同アンテナで受信している場合など

→ ビル主や施設管理者（ビル陰などの受信障害地域の方）、管理会社や管理組合、大家（集合住宅の方）にお問い合わせください。

(4) ケーブルテレビで受信している場合

→ 各地域のケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

例4 総務省と名乗るセンターからやってきたと、業者が事前の連絡なく訪問してきた。アドバイスらしきものやアンケートを受けたが、最後に費用を請求された。このような活動を本当に行っているのか。

〔アドバイス〕

○ デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）によるご相談等は無料で実施しています。また、デジサポの専門家による各世帯の戸別訪問は、事前に電話でご連絡の上、実施しています。

デジサポの活動として、地域の電器店やケーブルテレビ事業者が「地デジサポーター」として、ご自宅までお伺い（「戸別訪問」）し、地デジ対応について無料でご案内し

ています。

各世帯への訪問にあたっては、事前に電話などで、デジサポ活動としての「戸別訪問」であることを説明することとしています。また、訪問した際も、冒頭に同趣旨を明確に説明することとしています。

地デジサポーターは、訪問の際、専用ユニフォーム・腕章を着用し、身分証明書(ID)を携帯していますのでご確認ください。

(2) 疑わしい商法の事例

例5 戸建住宅で地デジ用のアンテナを設置して受信しているが、先日、ケーブルテレビ関係の業者がやってきて「近くに大きなマンションが建つので電波が届かなくなり、来年から地デジが見られなくなる。来週、近所でまとめて工事をするので今日中にケーブルテレビの加入契約(代金の支払いを含む)をしてほしい」と迫られた。

[アドバイス]

○ 高層建築物による受信障害の場合は、建築主やご近所とも相談・確認を。

高層建築物等が近隣に建設されれば、受信障害が発生する場合があります。

その場合は、事前に原因となる建築物の所有者が関係する世帯に工事等に関するチラシを配付するなどの案内を行うのが一般的ですので、見ず知らずの業者がいきなり各世帯を訪問し、何らかの契約を急かせるような場合(特に支払いを急かせる場合)は、業者の所属を確認するなど冷静に対応することが重要です。

受信障害の対策はケーブルテレビのみとは限らないため、契約を急ぐことなく、同じ町内の知り合いに事情を確認したり、信頼できる近くの電器店やデジサポ等に他の対策の有無も含めて相談しましょう。

例6 母子家庭で生活保護を受けている。自分から申し込んでいないにもかかわらず、総務省を名乗る者から「地デジ用の簡易チューナーを無料で取り付ける」と電話で連絡があった。

[アドバイス]

○ 総務省のチューナー給付支援事業は、無料で実施しています。また、同事業は、条件に該当する方の事前の申込みに基づいて実施しています。

総務省は、「総務省地デジチューナー支援実施センター」を通じて、経済的な理由から地デジに対応できない世帯に対して簡易チューナーの給付などの支援を無償で行っています。

これらの支援は、条件(※)に該当する方からの事前の申込みに基づいて実施していますが、不審な点があれば総務省地デジチューナー支援実施センターまでご連絡ください。

※以下のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯

- ・生活保護などの公的扶助を受けている
- ・障がい者のいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている
- ・社会福祉事業施設に入所していて、自らテレビを持ち込んでいる

3 相談窓口等

上記の他、地上デジタル放送の受信方法に関する基本的な知識については、5ページをご参照ください。

地上デジタル放送に関するお問い合わせは、総務省地デジコールセンター／デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)までご相談ください。

また、経済的な理由から地デジに対応できない世帯に対する簡易チューナーの給付などの支援については、総務省地デジチューナー支援実施センターまでご相談ください。

- 総務省地デジコールセンター
0570-07-0101(受付時間 平日 9時～21時、土日祝日 9時～18時)
03-4334-1111(IP電話など上記電話でつながらない場合)
- 各都道府県のデジサポでもお問い合わせを受け付けています
- 総務省地デジチューナー支援実施センター
0570-033840(受付時間 平日 9時～21時、土日祝日 9時～18時)

周辺で不審な業者が活動している等の状況を発見した場合には、最寄りの総務省総合通信局、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

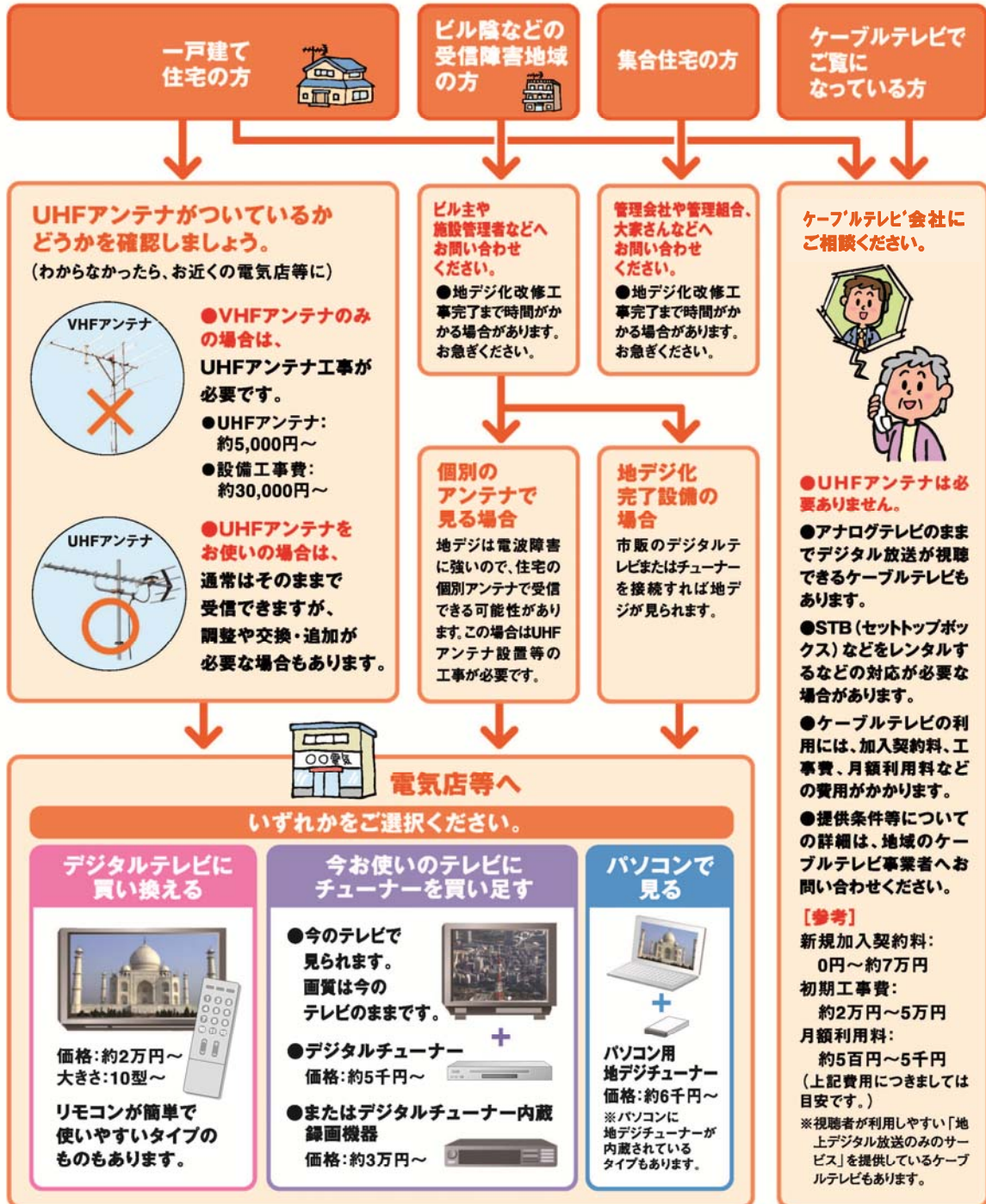
- 最寄りの総務省総合通信局
- 各地の消費生活センター(消費者ホットライン) 0570-064-370
- 国民生活センター 03-3446-0999



どうすれば地デジが見られるの？

地デジを見るためには、デジタルテレビに買い換える、または、チューナーを買い足すなどの準備が必要になります。

地デジの準備、まずはこれだけご確認ください！



わからない場合はデジサポへ

※価格は平成22年4月現在の目安です。また、アンテナ工事費用は地域や工事内容により変わります。(BS/CS含まず)